

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
23年度	人 43,682	千円 18,816,374	千円 569,974	千円 2,534,459	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

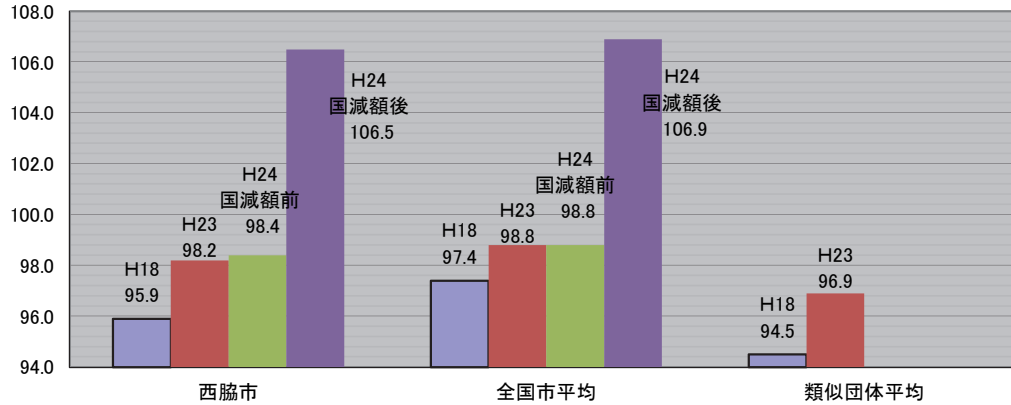
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
23年度	人 251	千円 1,038,360	千円 185,591	千円 367,034	千円 1,590,985	千円 6,339

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

	内 容	期 間
給与等抑制措置	管理職手当5%カット	平成22年4月～

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	155,700	192,800	230,200	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	303,800	354,700	359,800	395,800	408,400	430,400	465,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
西脇市	44.9 歳	341,610 円	400,683 円	379,007 円
兵庫県	44.1 歳	338,200 円	427,386円	—
国	42.8 歳	329,917 円 (304,944円)	—	401,789 円 (372,906円)
類似団体	44.2 歳	333,834 円	403,226 円	365,620 円

※ ( ) 内の金額は、国家公務員の給与減額支給措置後の給与額です。

② 技能労務職

区分	公 務 員				対応する民間の類似職種	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給与月額
西脇市	51.9 歳	343,104 円	360,495 円	351,492 円	—	—
うち調理員	51.0 歳	338,842 円	351,556 円	346,806 円	42.5 歳	262,700 円
兵庫県	51.7 歳	332,200 円	398,136 円	—	—	—
国	49.7 歳	285,030 円 (270,465円)	—	323,181 円 (307,506円)	—	—
類似団体	48.3 歳	281,134 円	314,223 円	295,536 円	—	—

※ ( ) 内の金額は、国家公務員の給与減額支給措置後の給与額です。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（臨時・パート職員等を含む。）を使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西脇市	47.4 歳	357,816 円	375,038 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		西脇市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円(Ⅱ種)
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円(Ⅲ種)
技能労務職	高校卒	144,500 円	137,280 円	137,200 円
教育職	大学卒	191,600 円	194,708 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

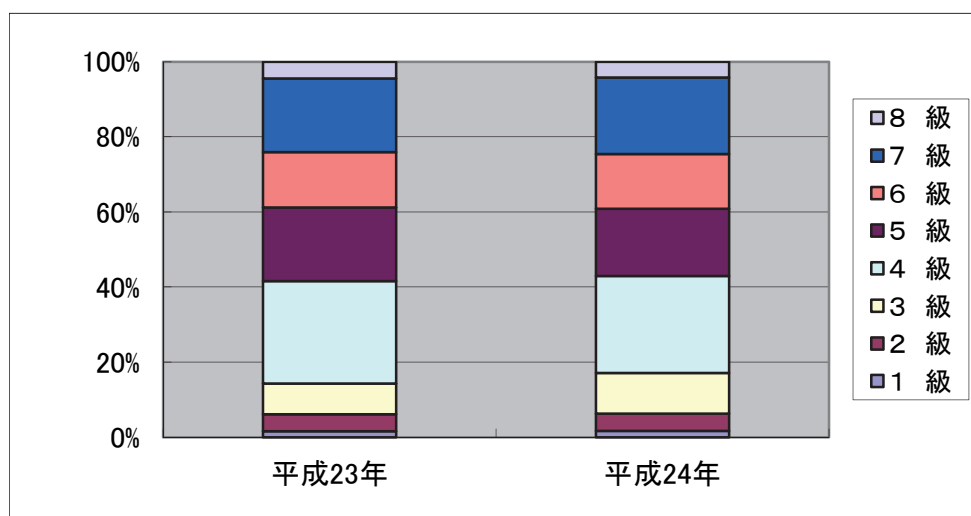
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,200 円	295,500 円	327,000 円
	高校卒	228,500 円	265,700 円	302,500 円
技能労務職	高校卒	220,300 円	265,700 円	302,500 円
教育職	大学卒	271,400 円	324,300 円	357,900 円

#### 4 一般行政職の級別職員数の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標準的な職務内容	理事 技監 部長	課長 主幹	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他
職員数(人)	10	49	35	43	62	26	11	4
構成比(%)	4.2	20.4	14.6	17.9	25.8	10.8	4.6	1.7

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用しており、平成22年度から管理職を対象に勤勉手当に反映させています。

現在、昇給区分に差を設けていませんが、本格実施へ移行後、昇給への勤務成績の反映について検討を進めていきます。

5 職員の手当の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	西 脇 市	国の制度との異同	
期 末 手 当 勤 勉 手 当	支給実績（平成23年度決算）	367,035千円	
	（平成23年度支給割合）		
	期末手当 1.90月分	勤勉手当 2.05月分	計 3.95月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	
	1人当たり平均支給年額	1,462千円	

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の運用しており、平成22年度から管理職を対象に勤勉手当に反映させています。

区 分	西 脇 市	国	
退 職 手 当	(支給率) 自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年 23.5月分	30.55月分	
	勤続25年 33.5月分	41.34月分	
	勤続35年 47.5月分	59.28月分	
	最高限度額 59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	— 定年前早期退職特例措置(2~20%)	
	1人当たり平均支給額	12,200千円 24,495千円	
地 域 手 当	支給実績（平成23年度決算）	0千円	
		無支給地	
特 殊 勤 務 手 当	支給実績（平成23年度決算）	300千円	
	支給職員の割合	1.2%	
	1人当たり平均支給年額	100,000円	
	主な手当の名称 現場手当（班長手当）	月額10,000円	
時 間 外 勤 務 手 当	支給実績（平成23年度決算）	35,823千円	
	1人当たり平均支給年額	142,721円	
扶 養 手 当	支給実績（平成23年度決算）	36,354千円	
	配偶者	13,000円	
	その他の扶養親族	各 6,500円	
	年度初め満16歳～年度末満22歳の子	加算額 5,000円	
住 居 手 当	支給実績（平成23年度決算）	7,032千円	
	借家居住者	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高27,000円	
	自宅居住者	世帯主である職員に支給	
		新築・購入から5年未満 3,500円 新築・購入から5年以上 2,000円	
通 勤 手 当	支給実績（平成23年度決算）	13,097千円	
	交通機関利用者 運賃の額相当額		
		最高支給額 55,000円	
	自動車等利用者 片道2km以上の者	2,000~24,500円	
管 理 職 手 当	支給実績（平成23年度決算）	67,153千円	
	部長 75,145円	次長 66,880円	課長 56,715円
	課長補佐 35,150円	主査 25,555円	

(注) 1 支給実績（平成23年度決算）は、普通会計決算の額です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	874,950 円 ( 921,000 円 )		
	副市長	712,500 円 ( 750,000 円 )		
報酬	議長	465,000 円		
	副議長	408,000 円		
	議員	370,000 円		
期末 手当	市長 副市長	24年度支給割合（月分）		
		6月期	12月期	計
		1.85	2.00	3.85
	議長 副議長 議員	24年度支給割合（月分）		
		6月期	12月期	計
		1.85	2.00	3.85
退職 手当	市長 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×0.41	17,219,016 円 (18,125,280円)	任期毎
		給料月額×在職月数×0.25	8,550,000 円 (9,000,000円)	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

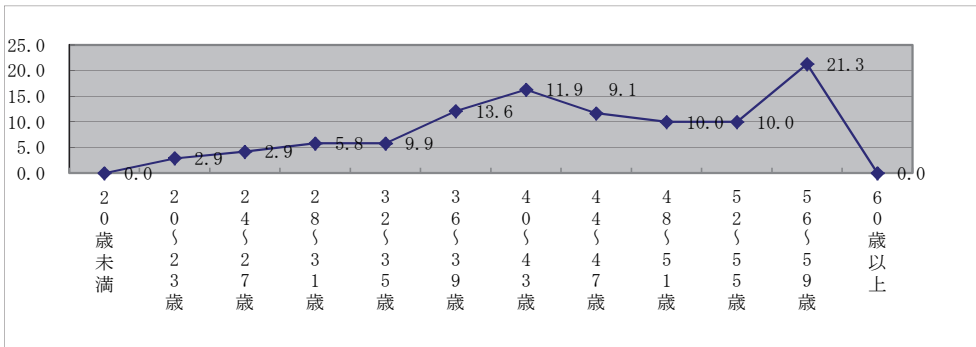
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	67	66	△ 1	事務の統廃合・縮小
		税 務	16	15	△ 1	事務の統廃合・縮小
		民 生	25	26	1	業務増
		衛 生	17	14	△ 3	事務の統廃合・縮小
		労 働	1	1	0	
		農林水産	16	16	0	
		商 工	9	6	△ 3	事務の統廃合・縮小
		土 木	22	20	△ 2	事務の統廃合・縮小
	小 計	177	168	△ 9		
	教 育 部 門	70	69	△ 1	事務の統廃合・縮小	
公 営 企 業 等	病 院	359	376	17	業務増	
	水 道	10	10	0		
	下 水 道	10	11	1	業務増	
	そ の 他	40	40	0		
	小 計	419	437	18		
合 計		666	674	8		

(2) 年齢別職員構成の状況（一般行政職、平成24年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳
職員数 (人)	0	7	10	14	14	29
構成比 (%)	0.0	2.9	4.2	5.8	5.8	12.1
区 分	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上
職員数 (人)	39	28	24	24	51	0
構成比 (%)	16.3	11.7	10	10	21.3	0.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	204	191	180	180	177	168	-36 ( 82.3 %)
教 育	94	82	77	77	70	69	-25 ( 73.4 %)
普通会計計	298	273	257	257	247	237	-61 ( 79.5 %)
公営企業等会計計	402	398	396	405	419	437	35 ( 108.7 %)
総合計	700	671	653	662	666	674	-26 ( 96.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① H23.4.1~H27.4.1における定員管理の数値目標

職 員 数 (人)		純減数(人)	純減率(%)
H23.4.1	H27.4.1		
321	277	△ 44	△ 13.7

② 進捗状況

職 員 数 (人)	
H23.4.1	H24.4.1
307	298

(注) 病院職員を除く。

8 職員の任免（平成23年度）（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
新 規 採 用	21	25	46
退 職 者 数	19	19	38
定 年 退 職	9	3	12
普 通 退 職	10	16	26
希 望 退 職	0	0	0

9 採用試験（平成23年度実施分）（単位：人）

職 種	申込者数	受験者数	合 格 者 数		
			男 性	女 性	
一 般 事 務	74	60	8	5	3
看 護 師	24	22	22	0	22
助 産 師	1	0	0	0	0
言 語 聴 覚 師	1	1	1	0	1
薬 剤 師	4	2	1	0	1
作 業 療 法 士	2	4	1	0	1
社 会 福 祉 士	9	8	1	0	1

10 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成23年度）

(1) 分限処分

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	8	8
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
合 計	0	0	8	8

(2) 懲戒処分

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

11 職員の勤務時間その他の勤務条件（平成21年度）

(1) 勤務時間（標準的なもの）

勤 務 時 間	8時30分～17時15分
休 憩 時 間	12時00分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

(2) 休暇

区 分	内 容
年次休暇	職員が請求した場合（1暦年において20日）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認め
特別休暇	結婚、出産、忌引その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある するため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合

※ 介護休暇及び組合休暇については、無給の休暇です。



## 12 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理事業

職員の健康維持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項目	内容
定期健康診断	胸部レントゲン検診、尿検査、聴力検査、心電図検査、血液検査、眼底検査、胃部検診、大腸がん検査、前立腺がん検査

### (2) 職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福祉の増進を図るため、西脇市職員互助会を設置しています。事業内容、会員掛金率及び公費負担金率は次のとおりです。

#### ① 事業内容

種類	内容
給付事業	弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝金、退会餞別金
その他事業	レクリエーション事業（バレーボール、ボウリング、グランドゴルフ）、互助会報の発行、人間ドック助成、保養施設利用助成、クラブ等助成
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

#### ② 会員掛金率及び公費負担金率

区分	内容
会員掛金率	給料月額×2/1000
公費負担金率	会員掛金に相当する額（給料月額×2/1000）以内 対象事業：人間ドック助成、職員食堂の維持管理、互助会報の発行

### (3) 共済制度

共済制度については、地方公務員法第43条に基づき、地方公務員等共済組合法で定められています。本市は、兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。

### (4) 公務災害補償

公務災害補償については、地方公務員法第45条に基づき、地方公務員災害補償法で定められています。本市は、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。

### (5) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制約されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な勤務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保障を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。（地方公務員法第46条、第49条の2）

平成23年度においては「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。